**１　必要書類**

**別記様式１－２**

|  |  |
| --- | --- |
| 書類 | 備考 |
| 被相続人居住用家屋等確認申請書 | 空き家の相続人が複数いる場合は、相続人ごとに申請書一式を提出してください。 |
| 返信用封筒 | 郵送での交付を希望される場合のみ必要です。（定型封筒長形３号に住所を記入し、８４円切手を貼付） |
| 委任状 | 代理人が申請する場合のみ必要です。特に形式は問いません。 |
| ① | 被相続人の除票住民票※戸籍ではなく住民票です。 | ・相続発生日以降に取得したものであれば結構です。・個人番号（マイナンバー）は省略もしくは黒塗りしてください。・老人ホーム等入所後、別の老人ホーム等に移転した方は、戸籍の附票が必要です。 |
| ② | 相続人の住民票 | ・家屋の取壊し日以降に取得してください。・相続人が複数いる場合、全員の住民票が必要です。・相続発生日、もしくは老人ホーム入所後等から２回以上転居している方は、戸籍の附票も提出が必要です。 |
| ③ | 敷地等の売買契約書 | ・契約書の条文を含めて確認するため、契約書一式を提出してください。・譲渡日に変更があった場合は、変更後の譲渡日が分かる領収書等も必要です。 |
| ④ | 家屋の閉鎖事項証明書 | ・取壊し日に関する記載を確認するため、登記官の記名押印のある閉鎖事項　証明書を提出してください。・建物の滅失の登記に関する登記完了証は不可です。 |
| ⑤ | 以下の**いずれか一つ** |
| 電気、ガス等の使用中止日が確認できる書類 | ・当該家屋（空き家）の所在地と、使用中止日の記載があるものを提出してください。・相続から譲渡までに、使用中止されている必要があります。　例）電気会社、ガス会社等に「契約（解約）状況の回答書」の発行を依頼していただく等 |
| 宅建業者が「現況空き家」かつ「取壊し予定あり」と表示した広告 | ・宅地建物取引業者による広告が行われているものに限ります。　例）宅建業者の広告チラシやホームページを印刷したもの等・空き家を既に解体した後に、“敷地のみの広告したもの”は認められません。 |
| ⑥ | 更地の写真 | ・取壊しから譲渡までに日付入りで撮影してください。（日付は手書きでも可。） |

**※被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、以下の書類も追加で提出してください。**

**（平成３１年４月１日以降に譲渡されたものが対象です。）**

|  |  |
| --- | --- |
| 書類 | 備考 |
| ⑦ | 以下の**三つ全て** |
| 要介護・要支援認定等を受けていたことを証する書類 | ・介護保険法の被保険者証、障害者総合支援法の障害福祉サービス受給者証、要介護認定等の決定通知書などを提出してください。 |
| 老人ホーム等の名称・所在地・施設の種類が確認できる書類（入所時の契約書等） | ・老人福祉法に規定する認知症対応型共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等に入所されていることを確認します。 |
| 電気等の契約名義（支払人）及び使用中止日が確認できる書類又は老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録 | ・電気、ガス等の契約名義（支払人）及び使用中止日が確認できる書類とは、支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し、クレジットカードの利用明細（最終の料金引き落とし日が分かるもの）などです。 |

**２　注意事項**

　譲渡日までに、必ず滅失登記を完了させてください。譲渡日以降に家屋を取壊しした場合、たとえ契約書等に取壊し予定の記載があったとしても、家屋付きでの譲渡とみなされます。

**３　申請から交付までの流れ**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **STEP１** | **STEP２** | **STEP３** | **STEP４** |
| **必要書類一式の準備** | **申請** | **交付** | **確定申告** |
| ※譲渡日までに本制度の要件を確認のうえ、必要書類を揃えることをお勧めします。 | ※交付まで通常２週間程度かかります。確定申告までに余裕をもって申請してください。 | ※確認書は確定申告まで保管してください。 | ※税務署に確認書を提出してください。 |

譲渡日以降から申請可能

**４　郵送・お問合せ先**

　小平市役所総務部地域安全課

〒１８７－８７０１　東京都小平市小川町二丁目１３３３番地

電話：０４２－３４６－９６１４　FAX：０４２－３４６－９５１３

受付時間：月～金（祝日除く）午前８時３０分から午後５時まで